

内閣府
オープンイノベーションチャレンジ2017
(中小・ベンチャー企業による公共調達を活用推進プログラム)

公募要領

平成29年10月25日

内閣府
(科学技術・イノベーション担当)

目 次

第1 事業概要	1
1 事業目的	1
2 事業内容	1
3 事業スキーム	2
4 事業実施期間	2
第2 応募	2
1 応募資格	2
2 募集テーマ	4
3 提出書類	4
4 提出書類の作成	4
5 提出期限	5
6 提出方法・提出先	5
7 公募説明会	5
8 応募に当たっての留意点	6
第3 審査	7
1 審査方法	7
2 審査項目	7
3 審査結果の通知・公表	8
第4 実現可能性調査（フィジビリティスタディ（F/S））	8
1 F/Sの実施	8
2 アドバイザーについて	8
3 中間報告会	8
第5 提案事業説明会（ピッチイベント）	9
第6 ピッチイベント以降について	9
第7 留意点	9
1 提出された情報の取扱いについて	9
2 禁止事項及び不正防止について	10
第8 よくある質問（FAQ）	10
第9 お問い合わせ先	12

別紙1 事業スキーム図

別紙2 募集テーマ一覧

別紙3 アドバイザー一覧

第1 事業概要

1 事業目的

世界的な技術開発競争が激しさを増す中、研究開発型中小・ベンチャー企業（以下「中小・ベンチャー企業」という。）は、機動性に富みスピード感あるイノベーションの担い手として期待され、我が国の科学技術振興や産業基盤の国際競争力強化の観点からも、中小・ベンチャー企業の創出や育成の強化が求められています。

一方、国が実施する装備品等の調達や研究開発においては、現状の予算や人材等のリソース面での制約が今後厳しくなり、現場の省力化や生産性の向上といったニーズが更に高まると考えられ、新しい技術や着想を発掘し活用していくことが従来にも増して重要とされております。

上記を踏まえ、スピード感あるイノベーションを起こすために、国の機関が有する具体的ニーズに対応した中小・ベンチャー企業の新たな技術や着想を積極的に発掘し、社会実装（事業化）していくことを目的として、内閣府において、中小・ベンチャー企業を対象とした公募事業を実施いたします。

2 事業内容

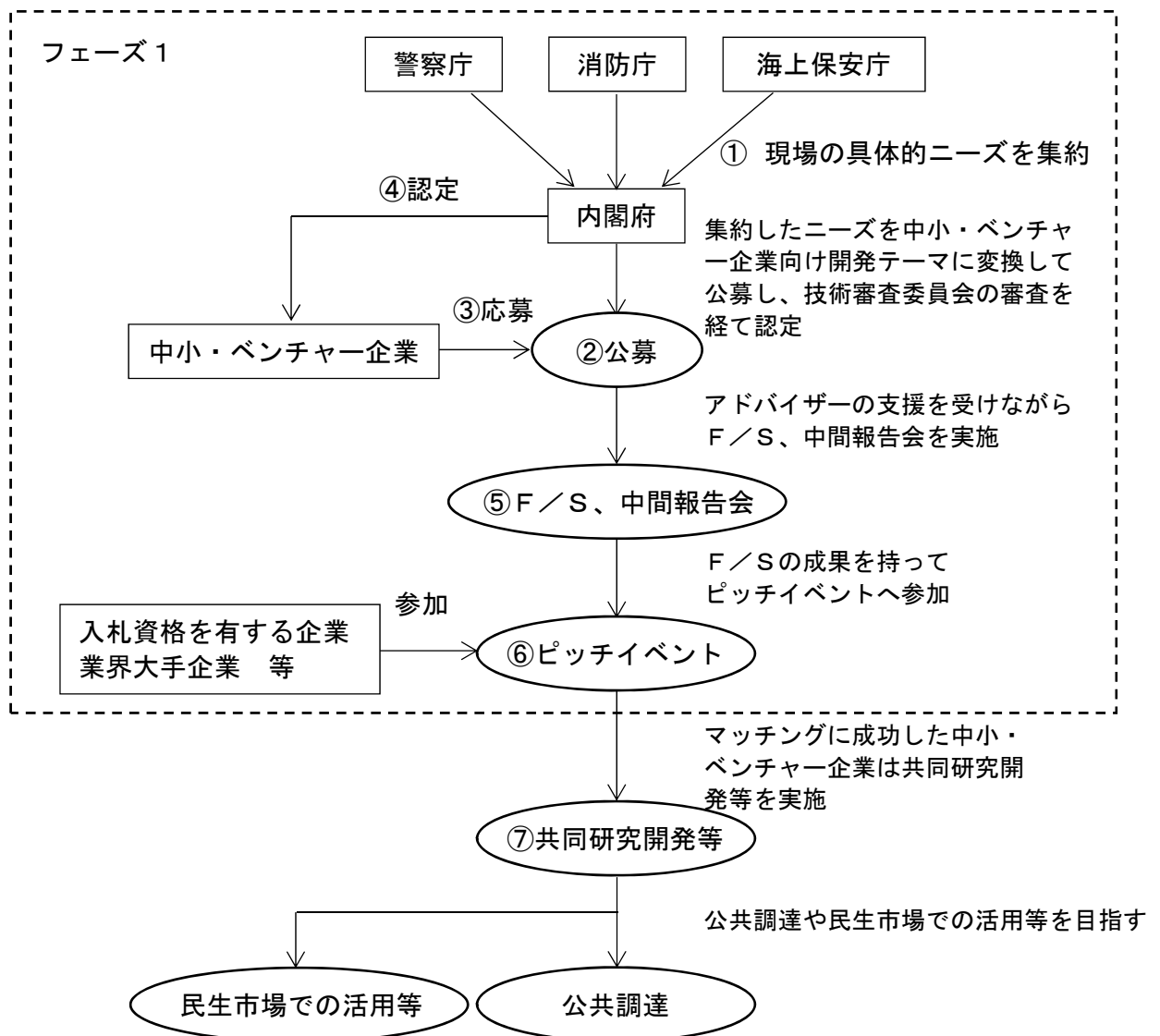
本事業は、国が実施する装備品等の調達や研究開発における現場の具体的なニーズを基に募集テーマが設定され、中小・ベンチャー企業を対象に、募集テーマに対するアイデアを基にした技術とその技術を幅広く展開するためのビジネスモデル等の提案を募集し、公共調達や民生市場での活用等を目指します。本事業は、フェーズ1とフェーズ2に分かれ、フェーズ1では、公共調達や民生市場での活用等を視野に、主契約企業等（入札資格を有する企業や業界大手企業、大学及び研究機関等）とのマッチングを目指して頂きます。応募者は、募集テーマに対して提案を行い、技術審査委員会の認定審査を受けていただく他、認定審査を通過（認定）した応募者は、事務局が準備するアドバイザーの助言を受けながら実現可能性調査（以下「F/S」という。）を行い、最終的には提案事業説明会（以下「ピッチイベント」という。）に参加して頂きます。ピッチイベントでマッチングに成功した応募者は、フェーズ2として、マッチングした主契約企業等と共に共同研究開発等を行い、提案された技術やビジネスモデル等の実現、事業化を目指していただきます。

※フェーズ2については、国等による支援の実施有無も含めて検討中です（平成29年10月現在）。

※本事業は、警察庁、消防庁及び海上保安庁が有する現場の具体的なニーズを基に、関係機関と連携して内閣府が運営するものです。

3 事業スキーム

事業スキームは以下となります（別紙1参照）。



4 事業実施期間

フェーズ1：平成29年10月～平成30年6月末まで（予定）

第2 応募

1 応募資格

応募者は、革新的な技術シーズを有し、以下の①～⑦のすべての要件を申請時から事業実施期間中を通じて満たすことができる中小・ベンチャー企業を対象とします。なお、複数の中小・ベンチャー企業、大学及び研究機関等（以下「企業等」という。）による応募の場合は、⑧の要件を満たすことが求められます。

- ① 事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ② 事業を的確に遂行するに足る研究開発資金を有すること。
- ③ 事業を的確に遂行するに足る経理能力を有すること。
- ④ 事業を的確に遂行するに足る情報管理体制及び情報処理能力を有すること。
- ⑤ 中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないこと。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額または出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数 ^{※1})
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業 （下記3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員及び臨時の従業員（解雇予告不要者）を含まない。なお、本事業において「みなし大企業」とは、中小企業者であって以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数または出資の総額の2分の1以上が同一の大企業^{※2}の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数または出資の総額の3分の2以上が複数の大企業^{※2}の所有に属している企業

※2 本事業において「大企業」とは、事業を営むもののうち中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当するものについては、大企業として取り扱わないものとする。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
 - ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合（または諸外国における同等のもの）
- ⑥ 大企業の持分法適用会社ではないこと。
- ⑦ 反社会的勢力またはそれに関わる者との関与がないこと。
- ⑧ 複数の企業等による連名での応募を可とする（大学及び研究機関等は協力者として応募可）。但し、応募代表者を①～⑦を満たす中小・ベンチャー企業とし、かつ、応募する企業等のうち全ての中小・ベンチャー企業が①～⑦までの条件を満たすこと。

2 募集テーマ

募集テーマは、国が実施する装備品等の調達や研究開発における現場の具体的なニーズを基に設定されており、「募集テーマ一覧」（別紙2参照）に定めるものとします。

3 提出書類

下表に従い必要書類等を提出してください。なお、下記提出書類の様式は事前登録用 URL（内閣府意見登録システム）①から取得できます。事前登録用 URL に必要事項を記入して登録すると、後日、事務局より応募書類の様式等をメールにて送付します。

事前登録用 URL① : <https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0298.html>

<提出書類一覧>

提案書 表紙【様式1】	正1部
提案書 要約【様式2】	正1部、副1部
提案書 本文【様式3】	正1部、副1部
全部事項証明書（謄本）のうち「履歴事項証明書」	正1部 ^{※1}
直近の経営状況を示す書類	正1部 ^{※2}

※1 提出日より3ヵ月以内に発行されたもの。

※2 貸借対照表、損益計算書及び個別注記表等とし、直近2期分とする。

4 提出書類の作成

提出書類は次に掲げる事項に注意して作成してください。

- ① 日本語で作成すること。
- ② 複数の企業等で応募する場合は、その全ての企業等が連名にて申請す

ること。

- ③ 複数の企業等が連名で応募する場合は、応募資格を満足する中小・ベンチャー企業の中から代表を定め、提案書に記載すること。
- ④ 複数の企業等が連名で応募する場合は、応募する企業等のうち全ての中小・ベンチャー企業が応募資格を満たすこと。

5 提出期限

提出期限：平成 29 年 11 月 27 日（月） 17:00 必着

※期限までに到着しなかった提出書類は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、提出書類に不備等がある場合は審査対象となりませんのでご注意ください。

※応募状況等により公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、内閣府のホームページにてお知らせいたします。

6 提出方法・提出先

提出書類は事務局宛に E-mail と郵送の両方で送付してください。

※E-mail の送付先は、事前登録用 URL①に登録した際に事務局から送られてきたメールアドレスへ送付してください。

【事務局】

内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付
参事官（イノベーション創出環境担当）付
オープンイノベーション担当 宛

〒100-8914

東京都千代田区永田町 1 丁目 6 番 1 号 中央合同庁舎第 8 号館 6 階
代表電話番号 03-5253-2111 / FAX 番号 03-3581-9790

7 公募説明会

本事業の内容、応募手続き等について、公募説明会を開催します。

【公募説明会】

日時：平成 29 年 11 月 2 日（木）

第 1 回 13:30～15:00、第 2 回 15:30～17:00

場所：中央合同庁舎第 4 号館 4 階共用 408 会議室

<http://www.cao.go.jp/about/address.html>

定員：いずれも 90 名

事前登録期限：平成 29 年 11 月 1 日（水）正午まで

- ・公募説明会に出席を希望される場合は、下記の事前登録用 URL②から事前登録をお願いいたします。なお、会場の関係上、ご参加は1法人あたり2名様までとさせていただきます。お申込み頂いた公募説明会の日時については、確定し次第、ご連絡致します。
- ・応募資格として出席を義務付けるものではありませんが、応募を予定される方は可能な限り出席をお願いいたします。
- ・公募説明会は日本語で行います。公募説明会終了後、同会場にて、応募するための具体的な手続き、提出書類の記入方法等、個別のご質問・ご相談に応じます。
- ・定員に達した場合は申込み期限前であっても申込みを締め切らせていただきます。

事前登録用 URL② : <https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0297.html>

8 応募に当たっての留意点

応募に当たっては、以下の点に留意して応募してください。

- ・本事業において、事務局は、提案された内容に係る経費等に対する助成金、補助金等の支給は行いませんのであらかじめご了承ください。
- ・本事業は、国が実施する装備品等の調達や研究開発における現場の具体的なニーズを基に募集テーマを設定しておりますが、ニーズ提供機関が実施する装備品等の調達や研究開発の補助等を約束するものではありません。
- ・本事業は、主に中小・ベンチャー企業を対象とした事業です。大企業や個人事業主の方は応募できません。
- ・複数の企業等による応募を可とします。企業等のうち、企業については応募する複数の中小・ベンチャー企業全てが応募資格に記載されている条件を満たし、機関については事務局が認める大学や研究機関等とします。
- ・大学や研究機関等は、単独での応募はできません。
- ・本事業では、中小・ベンチャー企業による技術やビジネスモデル等の提案を、公共調達や民生市場での活用等によって幅広く事業化することを目指しております。そのため、応募した中小・ベンチャー企業の方には、主契約企業等との共同研究開発等（共同開発や資金援助等）を視野に入れ、ピッチイベントへの参加をお願いしています。ピッチイベントへの参加意思のない方の応募は遠慮願います。
- ・本事業における認定審査を通過（認定）した応募者は「第3 3 審査結果の通知・公表」に記載されている項目について、内閣府のホームページ等で公表致しますのであらかじめご了承ください。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効

とさせていただきます。

- ・提出期限を過ぎてからの提出書類の差替や修正等は認められません。
- ・提案内容については、他の特許等を侵害していないこと、または係争中ではないことが条件となります。
- ・提出書類に虚偽が認められた場合、応募は無効となります。
- ・本事業において、同一応募者が複数の募集テーマに応募することは可能です。
- ・本事業は、応募者により提案された内容の事業化を支援するものであり、アドバイザー等の助言を受けながら、応募者が自らの責任において実行するものです。従いまして、いかなる理由であっても本事業における経営上の損害等の責任は負いません。
- ・本事業におけるピッチイベント以降の共同研究開発等（フェーズ2）について、事務局から進捗確認等のご協力をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

第3 審査

1 審査方法

フェーズ1では、以下の手順で審査を行います。

① 一次審査（書面審査）

事務局で提出書類を確認した上で、技術審査委員会委員による書面審査を行う。

② 二次審査（プレゼン審査）

一次審査通過者を対象に、技術審査委員会において、プレゼンによる審査を行う。

※技術審査委員会は内閣府に設置され、外部有識者等で構成されています。技術審査委員会委員の氏名等は、審査結果を通知する際に公表いたします。

※審査は非公開で行います。

※審査の経過や審査内容等に関するお問い合わせには応じられません。

2 審査項目

提案された内容について、以下の観点で審査を行います。

① ニーズに合致する提案であるか。

② 他分野への波及効果・転用可能性があるか。

③ 事業終了後、概ね1年以内に上市できるか。そのための計画・体制が整っているか。

④ 開発する技術は確からしいか。

⑤ 競合等による模倣が困難であるか。

3 審査結果の通知・公表

審査結果は、事務局より応募代表者に通知いたします。認定審査の結果、認定された提案内容は、以下の項目について内閣府のホームページ等に公表させていただきます。

- ① 提案された技術やビジネスモデル等の名称
- ② 提案された技術やビジネスモデル等の概要
- ③ 応募者の情報（企業等の名称）
- ④ 実施予定期間

※審査内容や審査結果等に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

第4 実現可能性調査（フィジビリティスタディ（F/S））

1 F/Sの実施

認定審査において認定された応募者は、提案書の内容に基づきF/Sを実施していただきます。F/Sでは、提案された技術やビジネスモデル等が本当に実現可能かどうか検証するために、調査・先導研究等を行います。

※事務局は、提案された内容に係る経費等に対する助成金、補助金等の支給は行いません。なお、国等による支援策等については、関係機関と検討中です。検討状況については、事務局までお問い合わせください。

※F/Sの実施期間は、認定通知から約6ヵ月間を予定しています。

2 アドバイザーについて

F/Sを実施する応募者は、調査・先導研究等を行うにあたり、事務局が準備するアドバイザーから助言を受けることが可能です（別紙3参照）。

アドバイザーからの助言は、F/Sの期間中、原則2回まで無料で受けることができます。

※アドバイザーから助言を受ける際には、事務局へ連絡してください。

3 中間報告会

F/Sの進捗状況、方向性を確認するために中間報告会を行います。中間報告会では技術審査委員会委員の前で進捗報告を行っていただき、技術審査委員会委員の方から直接助言を受けることができます。

中間報告会が終わりましたら、技術審査委員会委員の助言を基に、次のピッチイベントに向けて引き続きF/Sを行っていただきます。

※中間報告会の開催にあたり、開催日時や開催場所、資料への必須記載事項等については事務局から担当者の方へ直接連絡させていただきます。

第5 提案事業説明会（ピッチイベント）

認定審査において認定された全ての応募者はピッチイベントに参加していただきます。ピッチイベントでは、提案した技術やビジネスモデル等に係るF/Sの成果として取り纏めた内容について、主契約企業等の前で説明をしていただき、事業化に向けた共同研究開発等の可能性を検討していただきます。

※ピッチイベントは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）とオープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（JOIC）が共催するNEDOピッチと連携して実施する予定です（参考：NEDOピッチ <https://www.joic.jp/pitch.htm>）。

※ピッチイベントの開催にあたり、開催日時や開催場所、資料への必須記載事項等については事務局から担当者の方へ直接連絡させていただきます。

第6 ピッチイベント以降について

ピッチイベントにて主契約企業等とのマッチングに成功した応募者は、主契約企業等と共に共同研究開発等を行い提案技術やビジネスモデル等の事業化を目指していただきます（フェーズ2）。なお、ピッチイベント後の共同研究開発等は応募者と主契約企業等による取組となりますので、応募者と主契約企業等との間で生じたトラブル等については責任を負いません。

※フェーズ2については、国等による支援の実施有無も含めて検討中です（平成29年10月現在）。

第7 留意点

1 提出された情報の取扱いについて

① 情報の公開について

認定審査にて認定された場合は、提案内容のうち、「第3 3 審査結果の通知・公表」に記載されている項目について内閣府のホームページに公開いたします。応募いただいた提案が認定されなかった場合は、外部への公開はありません。

② 情報の保全について

提出された書類等の情報については、漏洩、搾取、盗難等に十分に配慮して慎重に取り扱うものとします。また、情報保全の観点から認定審査等の会議は全て非公開とします。

③ 個人情報の取扱いについて

応募に関連して提供された個人情報の取扱いについては、法令等により提供を求められた場合を除き、以下の目的に使用します。

- ・ 審査および審査に関連する事務連絡、通知等。
- ・ 公募説明会、中間報告会等の開催案内等。
- ・ その他、事務局が連絡を必要とする場合。

④ 応募いただいた提案内容に関する知的財産権について

フェーズ1において、応募された提案内容に関する知的財産権、またはF/Sの中で生まれた知的財産権については、応募者に帰属するものとします。ピッチイベント以降の共同研究開発等においては、応募者と主契約企業等との間で結ばれた契約によることとなります。

2 禁止事項及び不正防止について

- ・ 提案内容に不正行為（データのねつ造、改ざん、盗用等）があった場合または関係法令・指針等に違反していることが判明した場合は、内閣府による認定を取り消すものとします。
- ・ 上記行為があった場合は、概要（不正行為または関係法令・指針等の違反内容、企業名、氏名等）について、原則として公表することとします。

第8 よくある質問（FAQ）

Q 1. 中小・ベンチャー企業以外の企業（大企業や個人事業主）でも応募はできますか？

A 1. 本事業は主として中小・ベンチャー企業を対象としている事業であるため、大企業や個人事業主の応募はできません。

Q 2. 大学や研究機関による応募はできますか？

A 2. 大学や研究機関単独の申込みはできません。必ず中小・ベンチャー企業との連名で応募するようお願い致します。

Q 3. 複数の募集テーマに応募することはできますか？

A 3. 可能です。

- Q 4. 認定審査にて認定された応募者に、国からの資金援助等はありませんか？
- A 4. 事務局は、提案された内容に係る経費等に対する助成金、補助金等の支給は行いません。なお、国等による支援策等については、関係機関と検討中です。
- Q 5. 認定審査で認定された技術やビジネスモデル等は、後に国が実施する装備品等の調達や研究開発の補助を約束してもらえるのですか？
- A 5. 本事業は、ニーズを提供して頂いた機関が実施する装備品等の調達や研究開発の補助等を約束するものではありません。
- Q 6. F / S では何をするのでですか？
- A 6. 提案された技術やビジネスモデル等について実現の可能性を検討していただきます。具体的には、現時点で保有している技術をどのように改良して事業化に結びつかるか、現時点で足りない技術があればどのようにしてそれを補って事業化に結びつけるか等を検討していただきます。必要であれば試作等による確認も行っています。
- Q 7. ピッチイベントでマッチングに成功した技術やビジネスモデル等は、後に国が実施する装備品等の調達や研究開発の補助を約束してもらえるのですか？
- A 7. 本事業は、ニーズを提供頂いた機関が実施する装備品等の調達や研究開発の補助等を約束するものではありません。
- Q 8. ピッチイベントでマッチングに成功した応募者には何か国からのインセンティブはあるのですか？
- A 8. マッチング後は民間主体の取組として、公共調達や民生市場での活用等によって幅広く事業化を目指していただきます。なお、マッチングに成功した応募者の支援策として、国等による支援策等については、関係機関と検討中です。検討状況については、事務局までお問い合わせください。
- Q 9. ピッチイベントでマッチングがうまくいかなかった応募者はその後どうすれば良いのですか？
- A 9. マッチングに失敗した企業は独自で更なる F / S を行い、主契約企業等とのマッチング、または独自で公共調達や民生市場での活用等の事業化を目指していただくこととなります。
- Q 10. ピッチイベントに参加したくない場合はどうすれば良いのですか？
- A 10. 本事業では公共調達や民生市場での活用等による幅広い事業化を目指しており、少しでも事業化の可能性を広げられるよう、ピッチイベントには認定された全応募者に参加をお願いしております。従いましてピッチ

イベントには必ず参加をお願い致します。

Q 11. F / S を実施する中で新しい企業の参加等、体制を変更したい場合はどうすれば良いですか？

A 11. F / S の中での体制変更等については事務局へご相談ください。

Q 12. この公募は今後も（来年度以降も）行われるのでしょうか。

A 12. 本公募は、国が実施する装備品等の調達や研究開発における現場の具体的なニーズを基に募集テーマを設定する新しい取組のため、今後（来年度以降）については、応募状況や運営状況の様子を見ながら実施の有無について判断していきます。

第9 お問い合わせ先

事務局では、本事業の内容に関する質問等を公募説明会で受け付けます。公募期間中は、原則としてお問い合わせを受け付けいたしますが、審査プロセスの経過等に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

※本公募に係るお問い合わせは、事務局で受け付けいたします。ニーズ提供機関等への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

【事務局】

内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付

参事官（イノベーション創出環境担当）付

オープンイノベーション担当

代表電話番号：03-5253-2111